

吸収分割に係る事後開示書類

株式会社ファイバーゲート（以下「分割会社」といいます）及び株式会社 BizGenesis（以下「承継会社」といいます）は、2021年1月15日付で締結しました吸収分割契約書に基づき吸収分割（以下「本分割」といいます）を実施しました。本分割に関する会社法791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、次の通りであります。

1. 本分割の効力を生じた日

2021年3月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、785条、第787条及び第789条の規定による 手続の経過

(1)会社法第784条の2の規定による手続の経過

分割会社は、本分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第784条の2の規定による手続は行っておりません。

(2)会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社は、本分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3)会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法789条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年1月22日付で官報及び電子公告により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いました。会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1)会社法第796条の2の規定による手続の経過

分割会社は承継会社の発行済株式の全てを有しているため、会社法第796条の2の規定に定める請求はありませんでした。

(2)会社法第797条の規定による手続の経過

分割会社は承継会社の発行済株式の全てを有しているため、会社法第797条の規定に定める請求はありませんでした。

(3)会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条の規定に基づき、2021年1月22日の官報により債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行い、かつ、知れたる債権者に対する

個別催告を行いましたが、本分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
承継会社は、2021年3月1日をもって、分割会社の日本国内における法人向けネットワーク事業にかかる資産の額 33,227 千円を承継しました。
5. 本分割に係る変更の登記をした日
本吸収分割に関する分割会社及び承継会社の変更登記申請は 2021 年 3 月 15 日に行う予定です。
6. その他本分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

2021 年 3 月 15 日

分割会社 札幌市中央区南一条西八丁目 10-3
株式会社ファイバーゲート
代表取締役社長 猪又 将哲

承継会社 東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号
株式会社 BizGenesis
代表取締役社長 野呂 公平